

警察庁丙国際発第12号

法刑国第 100号

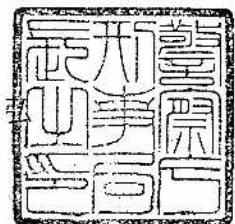
外務省外経經二第12号

販証第 753号

平成2年4月23日

覚書

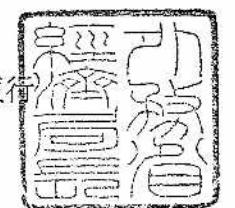
警察庁刑事局長 中門



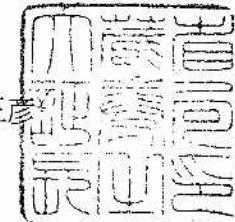
法務省刑事局長 根來 泰周



外務省経済局長 林 貞行



大蔵省証券局長 角谷 正彦



警察庁、法務省、外務省及び大蔵省は、第118回特別国会に提出予定

の証券取引法の一部を改正する法律案（以下「本法案」という。）の閣議決定に当たり、本法案第184条の2の適用に関し、下記のとおり了解する。

記

1. 大蔵省は、改正後の証券取引法第184条の2第5項に基づく政令として次の内容のものを規定する。

証券取引法第184条の2第4項に定める適切な措置をとるに当たっては、法務大臣、外務大臣、大蔵大臣及び国家公安委員会は協議するものとする。

2. 外国の要請に基づく同条の協力に当たっては、外務大臣は当該外国の外交機関より、協力により外国に提供された資料等が、外国の刑事事件の捜査、訴追、裁判手続のために使用されないことについての保証をとりつける。